

# 会合出席費用に係る公費支出基準について

## 1 策定の趣旨

職員の会合出席に要する費用の公費負担に係る新たな取扱基準を定め、その適正な運用を確保することにより、

- (1) 県民の意見や地域の情報を県の政策に的確に反映させる。
- (2) 積極的な情報発信、営業活動を通じた県経済の活性化など、県行政の推進を図る。

## 2 基本的考え方

- (1) 飲食を伴う会合への職員の出席に対する公費支出は、出席の必要性、合理性が認められるものに行う。
- (2) 公費の厳正な執行を図るため、出席の必要性、出席者の範囲等について事前確認を行い、必要最小限の執行に努める。
- (3) 働き方改革の推進、ワークライフバランス確保の観点から、県主催の会合に伴う懇談会は、昼食時を活用する等創意工夫を図るとともに、多様な形態の会合開催について協力を呼びかける。
- (4) 基準の運用に当たっては、コンプライアンス推進参与等有識者からなるコンプライアンスモニター会議を通じ、第三者の視点で基準の適正性を確保する。

## 3 具体的基準

主催団体	本県以外が主催	本県が主催
支出科目	交際費	食糧費
対象職員	○特別職 ○所属長等 ○所属長が必要と認めた職員(所属長の代理者など)	
対象とする会合	県に出席案内があり、公務として出席する会合	会合の内容等から、公費負担を必要と認める会合
具体的事例	<p>①式典等儀礼的な会合 例) 祝賀会、賀詞交歓会、公共的団体等の総会に伴う懇談会</p> <p>②公務遂行上必要な団体、有識者等との意見交換  例) 知事会、学界・企業の研究発表会、各種シンポジウム・講演会の開催に伴う講師やパネリストとの懇談会</p>	<p>①式典等儀礼的な会合で招待客をもてなす必要性が高い会合 例) 海外訪問団の歓迎レセプション、表彰受賞者との昼食会等</p> <p>②県事業を推進するために必要不可欠な有識者等との意見交換 公務員との会合は相手方から実費を徴する  例) 地球温暖化対策検討のための専門家との意見交換会、県内誘致候補企業との意見交換会、リニア中央新幹線整備に関する鉄道会社との意見交換会</p>
上限額	一人当たり6千円を原則	一人当たり6千円を目安
事前確認手続	部局長等が出席の必要性、参加者の範囲等についてチェックリストで事前確認	
執行状況の公表	支出の翌月末までに、支出年月日、出席職員の職名、支出金額、会合名等を県HPで公表	

## 4 実施期日

令和2年4月1日